

## さいたま市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育士のための宿舎借り上げを支援することにより、保育士の確保、定着及び離職防止を図るため、予算の範囲内において、保育士宿舎借り上げ支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、さいたま市補助金等交付規則（平成13年さいたま市規則第59号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「保育所等」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（同法第35条第4項の規定により認可を受けた施設に限る。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園並びに児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業及び同条第12項に規定する事業所内保育事業（以下「地域型保育事業等」という。）を行う事業所であって、市内に所在する施設をいう。

(補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、保育所等を経営する者であって、宿舎（第5条に規定する宿舎をいう。以下この条及び次条において同じ。）を借り上げ、当該補助対象者が雇用する保育士（以下「補助対象保育士」という。）を宿舎に居住させているものとする。

(補助対象保育士の要件)

第4条 補助対象保育士は、保育所等に勤務する保育士であって宿舎に入居している者のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 保育所等に採用された日が属する会計年度から起算して、7年目の会計年度末までの者
- (2) 1日6時間以上かつ月20日以上常態的に勤務する者
- (3) 令和2年度に補助金の交付決定の対象となった補助対象保育士であって、令和5年度に保育所等に採用された日が属する会計年度から起算して10年目となる場合、令和5年度に限り補助対象保育士とすることができる。
- (4) 令和3年度に補助金の交付決定の対象となった補助対象保育士であって、令和5年度に保育所等に採用された日が属する会計年度から起算して9年目となる場合、令和5年度に限り補助対象保育士とすることができる。
- (5) 令和4年度に補助金の交付決定の対象となった補助対象保育士であって、令和5年度に保育所等に採用された日が属する会計年度から起算して8年目となる場合、令和5年度に限り補助対象保育士とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、補助対象保育士としないものとする。

- (1) 第10条に基づく補助金の交付決定の対象となった補助対象保育士が、当該交付決定を受けた際の宿舎を、特段の事情無く転居した場合
- (2) 事業実施者から、住居手当等を支給されている場合

(補助対象施設の要件)

第5条 補助対象施設は、補助対象保育士を居住させるため補助対象者が借り上げている居

住用の市内の家屋（以下「宿舎」という。）とする。ただし、補助対象者及びその利害関係者が所有する施設は、対象とならない。

（補助対象経費）

第6条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、宿舎の借り上げにかかる費用のうち、賃借料及び共益費（管理費）とする。

2 補助対象者が補助対象保育士から賃借料等を徴収している場合は、補助対象経費から当該賃借料等の額を控除するものとする。

（補助金交付対象の宿舎の戸数）

第7条 補助金交付対象の宿舎の戸数は、1年度につき補助対象者が経営する保育所等の施設数に3を乗じて算出した戸数までとする。

2 前項の規定により算出した補助金交付対象の宿舎の戸数には、補助対象者が、補助金交付申請日の属する会計年度に市外から新規採用した補助対象保育士（以下「市外新規採用保育士」という。）の数を加えることができる。

3 前項の規定により加えた補助金交付対象の宿舎の戸数は、当該市外新規採用保育士が翌年度以降も引き続き補助金の交付決定の対象となった場合に限り、翌年度以降も補助金交付対象の宿舎の戸数に加えることができる。

4 地域型保育事業等により保育の提供を受けていた利用乳幼児を、当該保育の提供の終了に際して、引き続き施設で受け入れて保育の提供ができるよう、さいたま市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年さいたま市条例第55号）第6条第1項第3号に規定する連携協力を行う補助対象者間の補助金交付対象の宿舎の戸数は、連携協力を行う補助対象者間で合意の上、一方の補助対象者が減じた補助金交付対象の宿舎の戸数と同数を他方の補助金交付対象の宿舎の戸数に加えることができる。

（補助金の算定基準）

第8条 市長は、別表に定める基準額により算出した額を補助対象者に補助するものとする。

2 前項の規定により算出した補助金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

（交付申請）

第9条 補助金の交付を受けようとする事業実施者（以下「補助事業者」という。）は、さいたま市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第10条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合で、補助事業の目的及び当該申請に係る書類の内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助事業者に対し、さいたま市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 市長は、前条の規定による申請を受けた場合で、補助事業の目的及び当該申請に係る書類の内容を審査し、適正と認められないときは、補助事業者に対し、さいたま市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（補助事業の変更等）

第11条 補助事業者は、交付決定後に、申請内容に変更が生じた場合には、速やかにさいたま市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金変更交付申請書（様式第4号）により変更申請を行わなければならない。

(変更承認)

第12条 市長は、前条の規定による変更申請を受けた場合は、補助事業の変更の目的及び当該申請に係る書類の内容を審査し、適切であると認めるときは、補助事業者に対し、さいたま市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金変更承認通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(状況報告)

第13条 補助事業者は、市長から補助事業の遂行状況について報告の要求があったときは、速やかに報告しなければならない。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業の完了後速やかに、さいたま市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金実績報告書(様式第6号)に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(交付確定)

第15条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合で、当該実績報告に係る書類の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助事業者に対し、さいたま市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金確定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(補助金交付の請求)

第16条 前条の規定による確定通知を受けた補助事業者は、速やかにさいたま市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出するものとする。

(四半期払)

第17条 市長が補助事業の遂行のため必要と認める場合で、各四半期終了後7日以内に前条に定める請求書及び住民票、給与明細書、物件借り上げに係る経費の領収書等が提出され、事業実施内容が確認されたときは、事業完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

(書類の整備等)

第18条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保管しておかななければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

(この要綱の効力)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、さいたま市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱(平成28年1月21日決裁)の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年2月9日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、この要綱による改正前のさいたま市保育士宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱による改正後のさいたま市保育士宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成30年4月20日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年1月28日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月18日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年1月28日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年7月13日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年6月26日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表（第8条関係）

補助対象経費	算定基準（千円未満切捨て）
賃借料 共益費（管理費）	(1) 申請日が属する会計年度に開設された保育所等 補助対象経費の7/8 （月額6万3千円を上限とする。） (2) (1)以外の保育所等 補助対象経費の13/16 （月額5万8千円を上限とする。） ただし、以下のいずれかの要件を満たさない保育所 等の2戸目以降は、補助対象経費の3/4とする。（月 額5万4千円を上限とする。） ① 「施設型給付費等に係る処遇改善等加算につい て」（平成27年3月31日付け三府省連名通知）に定 めるキャリアパス要件を満たしていること（当該年

	<p>度に同通知に基づきキャリアパス要件届出書又は処遇改善等加算Ⅱの加算認定申請書を提出する施設を含む)</p> <p>② その他、市が①と同様であると認める場合</p> <p>(3) 令和2年度から引き続き令和3年度及び令和4年度において補助金の交付決定の対象となった補助対象保育士であって、令和5年度も引き続き補助対象保育士となった者が、令和2年度と同じ宿舎に入居している場合には、令和2年度の算定基準を適用することができる。</p>
--	---

※ 居住した日数が1月に満たない場合の補助対象経費の額は、賃貸借契約上の月額を補助対象期間に含まれる日数で日割り計算した額又は当該月に補助対象者が実際に支払った経費の額のいずれか低い額とする。